

## 紹介受診重点医療機関の選定

### <紹介受診重点医療機関とは?>

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために新たに位置付けられた医療機関の類型。
- 患者は、まず地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診。状態が落ち着いたら逆紹介を受けて、地域に戻る受診の流れを明確化する。
- 患者の流れがより円滑になることで、**病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革**に寄与することが期待される。

### <紹介受診重点医療機関の特徴>

- 患者が紹介状を持参しないで紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る。）を受診した場合、特定機能病院や地域医療支援病院と同様に、患者から「特別の料金」（初診の場合7,000円以上）を徴収。
- 患者が紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る。）に入院した場合、「紹介受診重点医療機関入院診療加算」として、入院初日に限り診療報酬800点を加算。
- 紹介受診重点医療機関において、地域の診療所等から紹介された患者の診療情報を地域の診療所等に提供した場合、「連携強化診療情報提供料」として、診療報酬150点を加算。

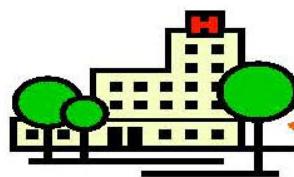
### かかりつけ医機能を担う医療機関



かかりつけ医機能の強化  
(好事例の収集、横展開等)



### 紹介受診重点医療機関



病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革

外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

### <対応状況>

- R4外来機能報告の結果及び各医療機関の意向に基づき、R5地域医療構想調整会議で協議を実施。
- 協議の結果、県ホームページで **9 医療機関を紹介受診重点医療機関として公表**。
- R6は、R5外来機能報告及び各医療機関の意向に基づき、地域医療構想調整会議で協議を実施。  
→引き続き 9 医療機関が紹介受診重点医療機関として選定されたもの。

### <R7の対応>

- 紹介受診重点医療機関は、医療機関の意向や基準の充足状況が前年度と変わらない場合であっても、毎年度協議の場で議論する必要があることから、**R6外来機能報告の結果及び各医療機関の意向を基に、地域医療構想調整会議で協議を行うこと。**

## ■外来機能報告の概要

- R6外来機能報告から気仙構想区域の医療機関を抽出したもの

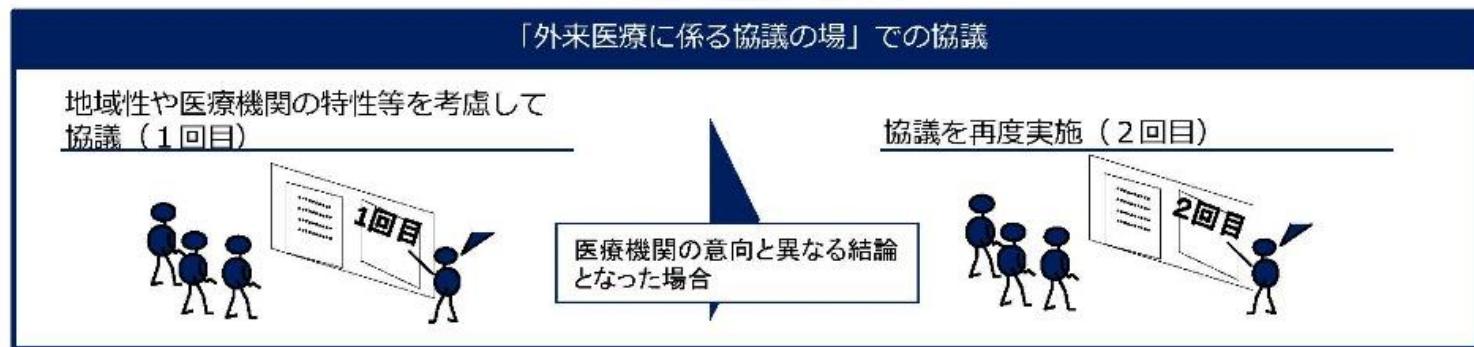
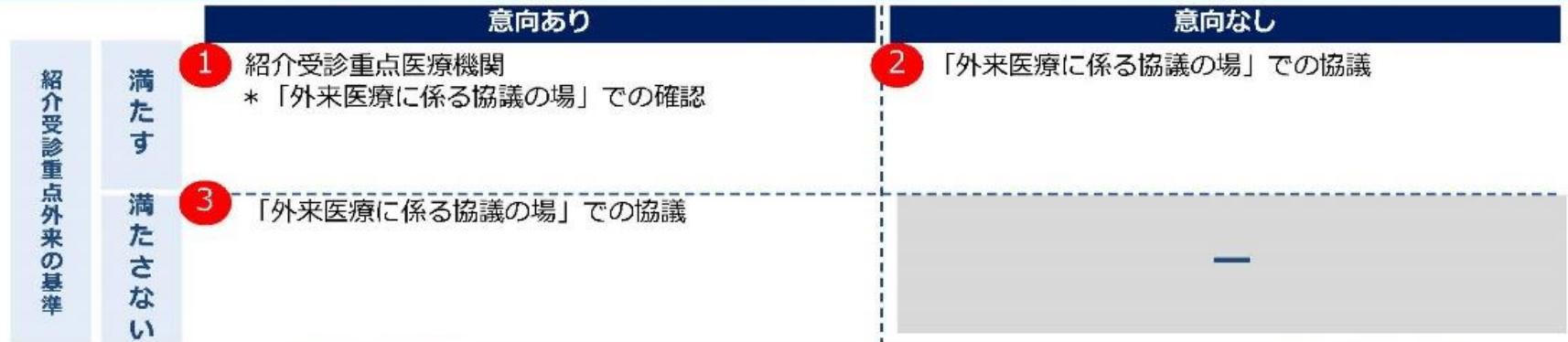
番号	医療機関名	構想区域	紹介受診重点医療機関指定の意向	医療資源重点活用外来基準※1			基準未達の場合の活用水準※2			前年度からの継続
				合致状況	重点外来/初診	重点外来/再診	合致状況	紹介率	逆紹介率	
1	岩手県立大船渡病院	気仙	×	×	28.1%	21.2%	×	38.2%	41.7%	×
2	希望ヶ丘病院	気仙	×	×	0.0%	0.0%	×	46.2%	13.0%	×
3	岩手県立高田病院	気仙	×	×	6.7%	3.8%	×	1.6%	7.5%	×
4	医療法人勝久会 地ノ森クリニック	気仙	×	×	20.0%	96.8%	×	0.0%	1.3%	×
5	医療法人勝久会 松原クリニック	気仙	×	×	8.3%	95.5%	×	8.5%	0.0%	×
6	岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	気仙	×	×	10.3%	3.7%	×	0.9%	10.0%	×

※1 医療資源重点活用外来基準（医療資源を重点的に活用する外来に関する基準）⇒重点外来の初診に占める割合：40%以上、再診に占める割合：25%以上

※2 基準未達の場合の活用水準（未達かつ意向がある場合は本数値を活用して協議を行う水準）⇒患者の紹介率：50%以上、逆紹介率：40%以上

# 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

別紙



## 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
  - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
  - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
  - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

## 協議フローについて



\* 1 紹介受診重点外来の基準 :

- ・初診基準 : 40%以上 (初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)
- ・再診基準 : 25%以上 (再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)

\* 2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。

\* 3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」